

議案第 20 号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「433,000 円」を「454,000 円」に改め、
同条第 2 号中「373,000 円」を「391,000 円」に改め、同
条第 3 号及び第 4 号中「362,000 円」を「379,000 円」に
改め、同条第 5 号中「355,000 円」を「372,000 円」に改
める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。